

## 生徒旅客運賃割引証交付願（台帳）

|    |              |              |                |                   |
|----|--------------|--------------|----------------|-------------------|
| 1  | 乗車船の区分       | 自<br>至       | 駅から<br>駅まで     | 經由                |
| 2  | 乗車券の種類       | 片道<br>(2枚発行) | 往復<br>(1枚発行)   | 周遊                |
| 3  | 学年<br>身分証明番号 | 学年           | 組              | 第 号               |
| 4  | 氏名及び年齢       | ( 歳)         |                |                   |
| 5  | 生 年 月 日      | 年            | 月              | 日 生               |
| 6  | 使 用 目 的      | 帰省<br>見学     | 正課教育活動<br>傷病治療 | 課外教育活動<br>保護者旅行随伴 |
| 7  | 使 用 期 間      | 自<br>至       | 年 月 日<br>年 月 日 | 日間                |
| 8  | 申 請 年 月 日    | 年            | 月              | 日                 |
| 9  | 保 護 者 氏 名 印  | (印)          |                |                   |
| 10 | 担 任 名 印      | (印)          |                |                   |
| 11 | 発 行 番 号      | 第            | 号              | 第 号               |
| 12 | 発 行 年 月 日    | 年            | 月              | 日                 |

※ 1～9(太枠内)を記入すること

乗車券の種類は  で囲むこと

割引証の有効期間は発行の日から3か月です

## 学校学生生徒旅客運賃割引証取扱要領（抜粋）

### 1 使用目的の範囲について

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）は、割当枚数の範囲で、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、**修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度**であるから、その発行は原則として、次の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限ること。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職又は進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

\*.....\*.....\*.....\*.....\*.....\*.....\*.....\*.....\*.....\*.....\*.....\*.....\*.....\*

#### ○ 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）

JR片道の営業kmが100kmを超える乗車券 に適応され、運賃が2割引となります。  
特急券・グリーン券・寝台券などは、学割の対象になりません。

#### ○ 生徒旅客運賃割引証交付願は余裕を持って申請してください。